

## 議案第55号 専決処分の承認

【日本共産党】

**問**徴収猶予の特例は国保税にも適用されるか。

**答**今回の徴収猶予の特例は地方税法において規定されており、同法に規定されている国保税についても対象となる。

**問**社会保険料の減免等への対応は。

**答**国保税および介護保険料については、事業課において減免基準の整備を進めている。後期高齢者医療保険料については、

埼玉県後期高齢者医療広域連合において、要綱の改正および事務マニュアルの改訂を進めている。

**問**市税の徴収猶予による財政的な影響は。

**答**新型コロナウイルス感染症の影響がどの程度に及ぶのかが判明しないこと、徴収猶予の申請件数が見込めないことから、現状では財政的によほどの影響が生じるかを推計することは困難である。

## 議案第56号 専決処分の承認

【公明党】【無所属】【政晴会】【日本共産党】

**問**政府が当初計画していた条件付きの世帯30万円支給と今回の全ての住民への10万円支給では、川越市の支給においてはどの程度の変更が生じるか。

**答**国が当初計画していた(仮称)生活支援臨時給付金は、給付の要件が、世帯主の月間収入が新型

支給額は120億円と概算できる。

一方、特別定額給付金は本市の全世帯に当たる約16万1千世帯が対象となり、支給額は約355億円を見込んでいます。

**問**世帯単位の支給では、給付金が届かないため、配慮が必要なDV被害者への対応を伺う。

**答**配偶者からの暴力を理由に避難している人で、一定要件に該当する旨の申し出をした人は給付金を受け取ることができ、**問**さまざまな事情で居住が安定しないホームレスの人など、郵便送付先のない人への対応を伺う。

**答**ホームレス等の人には、申請書が手元に届かないことが考えられ、関係部署と連携し、周知等を図っていく。**問**生活に困っている人に優先して給付金を渡せないのか。

**答**優先的に給付する場合は、基準が難しく、窓口に来庁する人の増加など感

染拡大への懸念も想定されることなどから、全体の給付を可能な限り早く行うよう努めていく。

**問**特別定額給付金の受付期間はいつまでか。

**答**申請期限は、郵送申請方式の申請受付開始日から3カ月以内とされており、本市では5月下旬から8月下旬までの間となる見込みである。

**問**市民の申請漏れを防ぐために、どのような取り組みを行うのか。

**答**申請については市のホームページ、広報紙に掲載して周知する。一定期間経過後に申請の勧奨を個別に行う予定である。

**問**日本語の読めない外国人への対応として、どのような配慮をしているか。

**答**市のホームページにて、平仮名で案内し、11言語の外国語パンフレットを掲載し、窓口にも用意している。また、郵送するお知らせに平仮名による注意書きと市のホームページにつながる2次元バ

ーコードを掲載する。

**問**生活保護受給世帯の給付金は収入認定されないが、周知方法を伺う。

**答**生活福祉課において、生活保護を受給している全ての世帯宛てにお知らせを送付する予定である。

**問**定額給付金の相談窓口はどこか伺う。

**答**申請書の発送に合わせ、特別定額給付金の専用のコールセンターを設置す

る予定である。また、担当部署としては、総合政策部政策企画課特別定額給付金室となる。

**問**今後のスケジュールは。

**答**オンライン申請の支給開始は5月22日頃を見込んでいます。郵送申請は、世帯主宛てに世帯情報をお知らせの印刷した申請書を5月下旬に郵送し、支給開始は6月上旬を目途に少しでも早くできるよう作業を進める。

## 議案第57号 令和2年度一般会計補正予算(第3号)

【公明党】【清令会】【自由民主党】【無所属】【無所属】【政策フォーラム】【政晴会】【日本共産党】

**問**市税等の徴収猶予の特例に伴い、市はどのような対応を考えているか。

**答**広報紙やホームページを通じて広く納税者に徴収猶予の特例制度を周知するとともに、相談があった際には、個々の状況に十分配慮し、丁寧な対応を心掛けていく。

また、納税相談を通じて慎重に納税資力を把握し、実情に応じた滞納整

理を進めていきたい。**問**国の第2次補正予算と合わせて市単独事業で感染症対策を実施するか。

**答**新型コロナウイルス感染症は、状況の変化に応じた継続的な対策が必要である。市民生活や事業活動の状況を注視し、令和元年度決算見込みや国の補正予算の動向、さら

には一般財源の減少も念 (次ページへ)